

火災被害者の方への主な支援制度

豊島区で利用できる主な支援制度は下記のとおりです。

1 借り上げホテルの提供について

火災の被害により、自宅での居住が困難、かつ親族等の身寄りへの宿泊ができない場合は、区の負担で借り上げホテルを提供いたします。

- 借り上げホテルの手配は、区の職員が行います。
- 利用期間は火災発生日から最大3日です。
- 宿泊費以外の電話代・食事代などは自己負担です。

お問い合わせ 防災課 管理グループ 03-3981-2100

宿直（夜間窓口） 03-3981-1111

2 小災害見舞金等の支給

火災や水災（火災による）により住家が被害を受けた場合、区の基準に基づき見舞金等を支給します。

申請には、消防署が発行する「罹災証明書」と本人確認書類が必要です。

お問い合わせ 防災課 管理グループ 03-3981-2100

【小災害見舞金等支給基準】

		見舞金	弔慰金
火 災 等	住家の半焼・半壊以上	一般世帯 30,000 円 単身世帯 15,000 円	死亡者1人につき 30,000 円
	住家の部分焼・水損等	一般世帯 15,000 円 単身世帯 5,000 円	
	消火協力等に伴う負傷	全治1カ月以上 20,000 円 全治1週間以上 10,000 円	

3 住まいの相談

火災で住まいを失い、新しい住まいが見つからない場合、下記までご相談ください。

お問い合わせ

- 東京都住宅供給公社 募集センター 03-3498-8894
※午前 9 時～午後 6 時 土日・祝日を除く
「臨時応急措置としての都営住宅へのり災者の受入れ」
・り災した日から 2 週間以内に申し込む必要があります。
・申込の際には、り災証明書（消防署で発行）及び住民票が必要です。
- 住居に関する相談先
くらし・居住支援課 居住支援グループ 03-3981-2683
- 母子世帯の方
子育て支援課 ひとり親・女性相談グループ 03-3981-2119
- 生活保護を受けている方（担当のケースワーカーにご相談ください）
生活福祉課 03-3981-1826／西部生活福祉課 03-5917-5760
- 65 歳以上で看護を必要とする方
高齢者福祉課 地域ケアグループ 03-4566-2430

4 生活資金の貸付

火災の被害を受けた方のうち、所得が少なく、かつ他から資金の調達ができない方に資金の貸し付けを行う制度です。

お申し込みの際、返済が確実にできること等の条件があります。

貸付限度額は一世帯につき 150 万円です。ただし、実際の貸付金額は申し込まれた方の世帯状況等により決定されますので、限度額まで借り受けできるとは限りません。

お問い合わせ 豊島区民社会福祉協議会 総務課 03-6388-0055

5 火災ごみの処分

火災ごみの処分手数料の減免について相談できます。
申し込みには消防署の「罹災証明書」が必要です。

お問い合わせ 豊島清掃事務所 03-3984-9681

6 保険料・医療費の減免、猶予

火災によって生活が著しく困難になった場合、減免または猶予されることがあります。
申し込みには消防署の「罹災証明書」が必要です。（国民年金保険料を除く）
申請に必要な書類がありますので、各担当にお問い合わせください。

お問い合わせ

- 国民健康保険料 国民健康保険課 資格・保険料グループ 03-4566-2377
- 国民健康保険医療費 国民健康保険課 給付グループ 03-3981-1296
- 後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療費
高齢者医療年金課後期高齢者医療グループ 03-3981-1937
03-3981-1332
- 国民年金保険料：高齢者医療年金課 国民年金グループ 03-3981-1954
日本年金機構 池袋年金事務所 国民年金課 03-3988-6011
- 介護保険料：（減免）介護保険課 資格賦課グループ 03-3981-6376
（徴収猶予・延滞金減免）介護保険課 収納グループ 03-3981-4715

7 税の減免

区民税、都税、国税の減免について、各窓口へご相談ください。

申し込みには消防署の「罹災証明書」が必要です。

お問い合わせ

- 区民税

区民部 税務課 課税第一グループ・課税第二グループ・課税調整グループ

03-3981-1111

- 都税（自動車税や固定資産税など）

豊島都税事務所（相談コーナー） 03-3981-1211

- 国税（所得税など）

豊島税務署（税務相談室） 03-3984-2171

※参考 火災の「罹災証明書」の発行について

罹災証明書は、小災害の見舞金や都営住宅の入居、火災ゴミの処分等、各種救済制度（民間によるものも含む）のお申し込み・申請に際し、提出が必要となる場合があります。

罹災証明書は各消防署が発行しますので、必要な場合は下の表をご覧くださいの上、火災の起こったお住まいの住所を受け持つ消防署までお問い合わせください

消防署	所在地・電話	担当区域
豊島消防署 (予防課 調査担当)	東池袋 3-19-20 03-3985-0119	埼京線の東側 ・ 駒込・巣鴨・北大塚・南大塚 ・ 上池袋・東池袋・南池袋 ・ 雑司ヶ谷・高田 ・ 目白1～2丁目
池袋消防署 (予防課 調査担当)	西池袋 2-37-8 03-3988-0119	埼京線の西側 ・ 西池袋・池袋・池袋本町 ・ 南長崎・長崎・千早 ・ 要町・高松・千川 ・ 目白3～5丁目